省　令

○法務省令第三十七号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項及び第四項並びに供託法（明治三十二年法律第十五号）第二条及び第八条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月七日

法務大臣　平岡　秀夫

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、「係る情報」の下に「（以下「申請書情報」という。）（前条第二号の規定による払渡しの請求にあつては、当該申請書情報」を加え、「もの（以下「申請書情報」という。）」を「もの」に改め、同条第三項中「の情報」の下に「（第一項の情報にあつては、前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改め、同条第五項中「前条第一項」を「前条」に改め、「申請書情報」の下に「（前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。）」を加え、同条第六項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（供託をする場合の資格証明書の提示に関する特則）

第三十九条の二　登記された法人が第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

第四十条第一項中「前条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、供託者が第二十条の三第二項の納付期日までに同条第一項の納付情報により供託金を納付し、かつ、法務大臣の定めるところに従い、供託書正本に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提供を求めるときは、供託官は、情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録を提供しなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

3　供託官は、前項の規定により供託書正本に係る電磁的記録を提供しようとする場合において、供託官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録に係る情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能となつた時から三十日以内に当該電磁的記録の提供を受けるべき者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録しないときは、同項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を提供することを要しない。

第四十一条中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十二条中「供託者は」の下に「、第四十条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定により供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めたときは」を加え、「第四十条第二項（前条において準用する場合を含む。）に規定する供託書正本に係る電磁的記録に記録されている」を「当該電磁的記録に記録された」に改める。

第四十三条第一項中「第三十八条第一号」を「第三十八条第二号」に改める。

第四十五条中「第三十八条第一項」を「第三十八条」に「同条第二項第二号の規定により」を「情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改める。

第四十六条中「電子署名」の下に「（第三十八条第一号の規定による供託にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年一月十日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の五第一項及び消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）附則第二条第二項の規定により、平成二十二年十二月三十一日までに型式承認を受けた消火器及び同条第一項に規定する消火器で次の表に掲げるものに係る型式承認の効力が失われることとしたので、同法第二十一条の五第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月七日

総務大臣　川端　達夫

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
大型消火器	消第23～1号	平成23. 1. 7	宮田工業株式会社	神奈川県茅ケ崎市下町屋一丁目1番1号
大型消火器	消第23～2号	23. 1. 28	株式会社丸山製作所	東京都千代田区内神田三丁目4番15号
小型消火器	消第23～3号	〃	〃	〃
〃	消第23～4号	23. 4. 20	〃	〃
〃	消第23～5号	〃	〃	〃
〃	消第23～6号	23. 5. 17	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地
〃	消第23～7号	23. 6. 6	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北二丁目1番10号

附　則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

○法務省告示第五百四十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十二月七日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　東京都江東区東砂1丁目3番33号
陳亦絹　昭和45年5月22日生

龍雨音　平成12年3月10日生

龍永幸　平成14年5月13日生

住所　山形県西村山郡朝日町大字宮宿2306番地1
ノエルマ・ピエル・オカザキ　昭和45年5月17日生

住所　福岡県糟屋郡新宮町夜臼5丁目9番19号
マリア・マイラ・モラレス・カネコ　昭和45年8月28日生

住所　愛媛県松山市竹原3丁目9番3号
田海燕　昭和52年11月3日生

住所　東京都足立区綾瀬5丁目13番15―203号
王鉄双　昭和57年9月7日生

住所　東京都八王子市北野台1丁目38番6号
ルイス・ウェイン・ロイド　昭和33年6月23日生

住所　千葉県成田市並木町129番地8
カルロス・オラシオ・ナカソネ・オヤマ　昭和47年7月23日生

マリア・デル・ロサリオ・イワモト・キナ・デ・ナカソネ　昭和45年10月17日生

ダン・ナカソネ・イワモト　平成9年3月2日生

マユミ・ナカソネ・イワモト　平成13年7月16日生

ジュン・ナカソネ・イワモト　平成15年3月31日生